

岐阜市と公益財団法人中部圏社会経済研究所との  
地域課題解決に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「乙」という。）  
は、次のとおり地域課題解決に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地域課題が複雑化し多様化する中、甲及び乙が相互に緊密に連携及び協力  
し、それぞれが有する資源、知見及び専門性を有効に活用することにより、証拠に基づく政策  
立案（EBPM）を推進し、地域課題の解決及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目  
的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力す  
るものとする。

- （1） 地域課題に係る調査研究に関すること。
- （2） 地域課題に係るデータの収集及び分析に関すること。
- （3） EBPMに係る助言に関すること。

（協議事項）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携及び協力の具体的な内容、実施方法その他必要な事項  
については、その都度協議して定めるものとする。

（経費の負担）

第4条 本協定に基づく取組のために必要となる経費については、甲及び乙がその都度協議し、  
決定するものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、当事者間で協  
議の上、変更を行うものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、相手方より知り得た秘密事項につい  
て、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩しては  
ならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（反社会的勢力の排除）

第7条 乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が  
高いと一般的に認められる場合には、甲は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。  
なお、甲が本条の規定により本協定を解除した場合、乙に損害が生じて甲は賠償責任を負わ  
ない。

（1） 乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」とい  
う。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標

榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）  
である、又は反社会的勢力であった場合

（2） 乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等を  
している場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合

（3） 前各号に掲げる場合のほか、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関  
係をもっている場合

（4） 乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、甲に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威  
圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求等を行った場合

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期  
間が満了する日の3か月前までに、甲及び乙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、  
本協定の有効期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、解約日の3か月前までに相手方に書面又は電磁的方法で通知することにより、  
本協定を解約することができる。

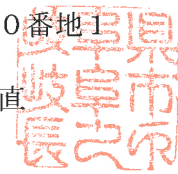
（その他）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協  
議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年10月7日

（甲） 岐阜県岐阜市司町40番地1  
岐阜市  
岐阜市長 柴橋 正直



（乙） 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号  
久屋パークビル3階  
公益財団法人 中部圏社会経済研究所  
代表理事 小池 宜弘

